

## 菰野町入札談合等情報対応マニュアル

### 第1 一般原則

- 1 入札に付そうとし、又は入札に付した工事等について、入札談合に関する情報（以下「情報」という。）の提供があった場合には、当該情報の提供者の氏名、身元等の確認のうえ、直ちに菰野町公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）へ通報する。
- 2 事務局は、情報の報告を受けた場合には、直ちに入札参加者に誓約書（様式第1号）を提出させ、情報の内容を談合等情報報告書（様式第2号）にまとめ、速やかに委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告する。
- 3 委員長は、2により事務局から報告を受けた場合、委員会を招集し、談合情報に値するかどうかについて審議する。
- 4 談合情報に値する情報とは、次のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 対象工事名及び落札予定業者名が示されたもの
  - (2) 対象工事名及び落札予定金額が示されたもの
  - (3) 対象工事名、落札予定業者名及び落札予定金額が示されたもの
- 5 談合情報に値すると認められた情報については、続いて、情報提供者の判明状況や情報内容の精度について審議し、調査を入札前に行う必要があるか、若しくは、入札結果に応じて調査を行うのかの判断を行う。
- 6 入札前に調査を行う場合とは、次に該当するものをいう。
  - (1) 情報提供者の氏名及び連絡先が明らかで、第1－4の情報に加えて、談合に関する信ぴょう性の高い情報が含まれているもの
  - (2) 情報提供者が匿名であっても、第1－4の情報に加えて、客観的な物的証拠が含まれているもの
  - (3) 第1－4の情報に加えて提供されている情報が内容の精度が高く、入札前の調査が必要と委員会が判断したもの
- 7 入札結果に応じ調査を行う場合とは、次に該当するものをいう。
  - (1) 情報提供者が匿名であって、第1－4の情報のみもの
  - (2) (1)に加えて提供されている情報が内容の精度が低いと委員会が判断したもの
- 8 委員会において談合情報に値すると認められた情報については、公正取引委員会に通報（様式第3号）する。

### 第2 具体的対応

#### 1 入札前に調査実施を判断した場合

入札前に談合情報があり、入札前に調査実施を判断した場合は、原則として次に従い対応する。

- (1) 直ちに入札参加者から事情聴取等必要な調査を行う。ただし、入札執行までに事情聴取等必要な調査を終えることができないと認められるときは、入札開始時刻又は入札日の繰り下げにより入札を延期したうえで行う。
- (2) 事情聴取の結果については、事情聴取書（様式第4号）を作成する。
- (3) 事情聴取の結果を基に、委員会を再度開催し、談合事実の有無及び今後の対応を審議する。
- (4) 委員会の審議の結果、談合の事実が確認された場合には、入札の執行を取り止める。また、その旨を公正取引委員会へ通報する。
- (5) 委員会の審議の結果、談合の事実が確認されないが情報としての確度が高く談合の疑いがぬぐえないと判断された場合には、入札者を抽選により決定する入札者抽選選定を行う。委員会で工事費見積内訳書の様式を決め、入札参加者全員に面前開札で行う旨連絡する際に工事費見積内訳書を提出するよう通知する。なお、入札者抽選選定の実施方法については、別に定める。
- (6) 委員会の審議の結果、情報としての確度が低いと判断された場合には、入札を執行する。委員会で工事費見積内訳書の様式及び提出期日を決め、入札参加者全員に通知する。なお、入札は警告をしてから行う。
- (7) 前号及び前々号の入札執行後は最低入札金額のみを入札参加者又は立会人に公表するとともに、「落札決定を保留し、マニュアルに基づく調査を実施する。」旨を宣言し、工事費見積内訳書の審査と必要に応じて入札参加者の事情聴取を行う。
- (8) 工事費見積内訳書の審査及び事情聴取の結果を基に、委員会を再度開催し、談合の事実の有無及び今後の対応を審議する。
- (9) 委員会の審議の結果、談合の事実が確認された場合、又は談合の疑いがあると判断された場合には、入札を無効とし、その旨を公正取引委員会へ通報する。
- (10) 委員会の審議の結果、談合の事実が確認されず談合の疑いがないと判断された場合には、落札決定を行い、入札結果及び契約書の写しを公正取引委員会へ送付する。

## 2 入札結果に応じ調査実施を判断した場合

入札前に情報があり、入札結果に応じ調査実施を判断した場合は、原則として次に従い対応する。

- (1) 入札前の事情聴取等の調査は行わず、入札を執行する。その際、警告してから入札を行う。
- (2) 入札結果が情報どおりとなった場合には、最低入札金額のみを入札参加者（立会人）に公表するとともに、「落札決定を保留し、マニュアルに基づく調査を実施する。」旨を宣言し、委員会を招集する。また、その旨を公正取引委員会へ通報する。
- (3) 工事費見積内訳書は、落札保留後の委員会の審議で提出書類の様式及び提出期日を決め、

直ちに入札参加者全員に通知する。

- (4) 工事費見積内訳書の審査、事情聴取等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費見積内訳書の審査を並行して実施することができる。
- (5) 工事費見積内訳書の審査及び事情聴取の結果を基に、委員会を再度開催し、談合の事実の有無及び今後の対応を審議する。
- (6) 委員会の審議の結果、談合の事実が確認された場合、又は談合の疑いがあると判断された場合には、入札を無効とし、その旨を公正取引委員会へ通報する。
- (7) 委員会の審議の結果、談合の事実が確認されず談合の疑いがないと判断された場合には、落札決定を行い、入札結果及び契約書の写しを公正取引委員会へ送付する。
- (8) 入札結果が情報と異なった場合には、当該入札を有効とし、委員会に報告する。

### 3 入札後等に情報提供等があった場合

- (1) 入札執行後に情報の提供があった場合は、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されているので、委員会の審議対象とはせず、報告のみ行う。
- (2) 契約締結後に明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合又は談合を行った可能性がある不穏な行動を取ったと認められる場合には、委員会において着工された工事の進捗状況等を考慮し、契約解除の適否等を審査する。

## 第3 個別手続の手順等

- 1 情報提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。
- 2 新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合についても、事務局へ通報する。
- 3 報道機関等から委員会の対応について説明を求められた場合には、委員長及び事務局が対応する。この場合に、調査に支障をきたすと判断された内容については公表しない。
- 4 談合情報の対応を行った場合には、各段階において事務局は、速やかに町長に報告する。
- 5 委員会が談合情報に値すると認めた以後は、入札参加者の辞退届はこれを受理しない。また、入札書及び工事費見積内訳書は、公正取引委員会へ提出するため、若しくは将来、刑事事件に発展する可能性があることから、これを返却しない。
- 6 事情聴取の方法等
  - (1) 事情聴取は、委員会の委員又は事務局職員が行う。事務局職員が行う場合にあつては、委員会の委員が立ち会う。
  - (2) 事情聴取は、入札に参加しようとする者全員を1社ずつ呼び出し、必要事項について聞き取りを行う。
  - (3) 事情聴取に応じる者は、入札参加資格者名簿に登載された者若しくはその者に代わり責任ある回答ができる者の出席を求め行う。

- (4) 事情聴取は、事情聴取の対象者がかち合わないようするため、呼び出し時刻を別に設定するなどして、個々に呼び出して、面談室等も複数にするなどして聞き取りを行う。
- (5) 聴き取る事項は、情報の内容によって異なるが、おおむね次のとおりとする。
- ア 既に落札者が決定している、との情報があるが、その事実があるか。
  - イ 当該工事について他社と何らかの打合せ又は話合いをしたことがあるか。
  - ウ 打合せ等があったとすれば、どのような内容か。
  - エ 見積りをした者、入札に参加した者は誰か。
  - オ 情報が寄せられたことに心当たり又は原因があるか。
  - カ その他必要な情報
- (6) 事情聴取にあたって、工事費見積内訳書に疑義がある場合には、さらに詳細な書類を求め、積算の根拠を詳細に事情聴取で聴き取り、事情聴取書を作成する。
- 7 工事費見積内訳書の審査の方法等
- (1) 工事費見積内訳書の審査は、積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員）を含む複数の職員が別室で行い、談合の形跡がないかを入念に審査する。
- 8 工事等完了後の情報は、工事完了後1年以内のものを対象とする。ただし、委員会が必要と認めた情報については、この限りでない。
- 9 本マニュアルの施行に伴い、菰野町談合等情報対応マニュアル及び菰野町談合等情報対応マニュアル取扱要領は廃止する。

様式第1号

# 誓約書

年 月 日

菰野町長 様

住 所

商号又は名  
称

代表者氏名

印

代理人氏名

印

今般の の競争入札に関し、私的独占の  
禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない  
ことを誓約するとともに、今後とも同法律を遵守することを誓約します。

今後、上記違反の事実が明らかになった場合は、この契約を解除又は無効とされても異議は  
ありません。

また、この誓約書の写しが公正取引委員会等に送付されても異議はありません。

## 談合等情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 ( ) 時 分
工事名	
入札 (予定) 日時	年 月 日 ( ) 時 分
情報提供者	①報道機関 ②その他 (会社名等) ③連絡先
情報受信者	
情報手段	電話 書面 面接 報道
情報内容	
対応の概要	
当該案件問合せ先	TEL

様式第3号

菰財発第 号

年 月 日

公正取引委員会事務総局

中部事務所長 様

菰野町長

談合等情報に関する資料について（送付）

菰野町発注の  
別添のとおり送付します。

の入札に係る談合等情報に関連する資料を

（事項）

- 1 談合等情報報告書（写）
- 2 事情聴取書（写）
- 3 誓約書（写）
- 4 入札結果表（写）
- 5 入札に関する連絡（無効・延期・取り消し）

（該当する番号を○で囲むこと。）

様式第4号

## 事 情 聴 取 書

工事名

業者名

聴取を受けた者

聴取者職氏名

聴取日時・場所

年 月 日 ( ) 時 分

聴取事項	聴取の内容

(談合等情報の内容に応じて聴取し、できるだけ詳細に記述する。)



別 紙

## 入札執行に係る警告事項

- 1 本件入札について談合等があった旨の通報があったが、関係法令等を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後、談合等の事実が明らかと認められた場合には、菰野町会計規則第 82 条の規定により、当該入札は無効とする。

様式第4号

## 事 情 聴 取 書 (例)

工事名

業者名

聴取を受けた者

聴取者職氏名

聴取日時・場所

年 月 日 ( ) 時 分

聴取事項	聴取の内容
1 既に、落札者が決定しているとの情報がありますが、その事実がありますか。	
2 情報によると、落札の順番が決まっているということですが、何か心当たりはありますか。	
3 情報によると業界の中で、3社がグルになっているとのことですが、心当たりの会社はありますか。	
4 今回の入札にどこが参加するか、ご存知ですか。(分かっているとすれば、どういう方法で知りましたか。)	